

## 徳島県規則第六十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十九年徳島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第九号中「、」を「、」に改め、同様式の(裏)中「指定都市等の区域内に所在する」を「指定都市等所在施設である」に改め、「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を削り、「長。」を「長。次章、」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。